

小橋川水管橋伸縮可とう管更新工事に伴う
実施設計業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本事項	1
1-1-1 適用範囲	1
1-1-2 業務委託の目的	1
1-1-3 業務委託内容	1
1-1-4 仕様書等の適用	1
第2節 一般事項	1
1-2-1 費用の負担	1
1-2-2 法令等の遵守	2
1-2-3 業務の施行	2
1-2-4 中立性の保持	2
1-2-5 秘密の保持	2
1-2-6 監督職員	2
1-2-7 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等	2
1-2-8 技術者の資格	2
1-2-9 打合せ及び記録	3
1-2-10 貸与資料	3
1-2-11 参考文献等の明記	3
1-2-12 疑義の解釈	3
1-2-13 事故の防止	3
1-2-14 成果品の検査	3
1-2-15 成果品の帰属	4
1-2-16 納期	4
1-2-17 提出書類	4
第2章 業務の概要	4
第1節 小橋川水管橋伸縮可とう管更新工事に係る実施設計	4
2-1-1 対象施設概要	4
2-1-2 業務内容	5
2-1-3 成果品	6
小橋川水管橋伸縮可とう管更新工事实施設計成果品一覧表	7

第1章 総則

第1節 基本事項

1-1-1 適用範囲

1 本仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。

- (1) 委託番号 調改令8第1号
- (2) 委託名 小橋川水管橋伸縮可とう管更新工事に伴う実施設計業務委託
- (3) 委託箇所 成田市山口1565-3番地先
- (4) 委託期限 契約日の翌日から令和9年1月20日限り

1-1-2 業務委託の目的

1 本業務委託は、小橋川水管橋左岸側埋設鋼管部に設けている伸縮可とう管の更新工事に係る実施設計を行うことを目的とする。

1-1-3 業務委託内容

1 小橋川水管橋左岸埋設鋼管部に設けている伸縮可とう管の許容変位量が超過したため、耐震補強伸縮可とう管の実施設計を行うものである。

- (1) 設計協議 1業務
- (2) 現地調査 1式
- (3) 既設伸縮可とう管耐震補強検討 1式
- (4) 既設伸縮可とう管耐震補強設計 1式

1-1-4 仕様書等の適用

1 本委託は、次の各仕様書等に基づき実施すること。なお、これらにより難しい場合は、監督職員と協議し、承諾を得ること。

- (1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
- (2) 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- (3) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (4) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (5) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (6) 水道工事標準仕様書【土木工事編】（日本水道協会）
- (7) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (8) 水道用埋設鋼管耐震設計基準（日本水道鋼管協会）
- (9) その他公的な仕様書・指針

第2節 一般事項

1-2-1 費用の負担

1 業務に必要な費用は、本仕様書に特に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1－2－2 法令等の遵守

- 1 受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1－2－3 業務の施行

- 1 受注者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の目的を十分理解したうえで、必要な知識と十分な経験を有する業務主任技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮できるよう努力するとともに正確丁寧に行わなければならない。

なお、業務主任技術者と管理技術者は兼ねることができる。

1－2－4 中立性の保持

- 1 受注者は、各種調査をはじめとする業務の実施にあたって、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1－2－5 秘密の保持

- 1 受注者は、本業務委託の施行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1－2－6 監督職員

- 1 本業務委託は、組合監督職員（以下「監督職員」という。）が、業務委託契約書、特記仕様書等に定められた事項の範囲において、業務施行上の指示及び監督を行うこと。

受注者は、業務の施行にあたり、当該契約に基づき、組合が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

1－2－7 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等

- 1 受注者は、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせなくてはならない。
- 2 業務主任技術者（管理技術者）は、業務計画書を作成するとともに、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画書を作成するとともに、業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 4 受注者は、業務の遅滞ない進捗を図るために、必要な担当技術者を配置しなければならない。

1－2－8 技術者の資格

- 1 業務主任技術者（管理技術者）は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道）、あるいはR C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者でなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道）、あるいはR C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者でなければならない。

3 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者は、兼ねる事が出来ない。

1－2－9 打合せ及び記録

1 業務主任技術者（管理技術者）は、打合せには必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等協議は、結果を速やかに記録し提出すること。

1－2－10 貸与資料

1 本業務委託に必要となる資料のうち、組合が所有しているものはこれを貸与し、その他の資料は組合の仲介により受注者が収集するものとするが、これらの資料については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供ならびに公開は、一切これを認めない。

なお、貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済すること。

1－2－11 参考文献等の明記

1 本業務委託で参考とした文献や資料については、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

1－2－12 疑義の解釈

1 受注者は、業務施行上と認められるもので、本仕様書に疑義が生じた場合、また、本仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは内容に相互符号しない事項がある場合、事前に監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

1－2－13 事故の防止

1 受注者は、現地調査等において、障害及び事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。

なお、損害・事故等が発生した場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

1－2－14 成果品の検査

1 受注者は、業務完了後、管理技術者立会のうえ、成果品について検査を受けなければならない。

2 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を納入しなければならない。

3 業務完了後において、受注者の責に伴う契約の不適合が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

1-2-15 成果品の帰属

- 1 成果品の管理及び帰属は全て組合とする。受注者が成果品を公表するについては一切これを認めない。

1-2-16 納期

- 1 成果品の納期は本業務委託期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち完成したものについては、提出を求める場合がある。

1-2-17 提出書類

1 提出書類

- (1) 業務着手届 (契約後7日以内) 2部
- (2) 業務主任技術者（管理技術者）選任通知書 (契約後7日以内) 2部
経歴書、資格証及び資格を証明する書類の写し並びに当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書面の写しを添付すること。
照査技術者及び各担当技術者についても提出すること。
- (3) 業務工程表 (契約後7日以内) 2部
- (4) 業務カルテ（登録内容確認書） (受注・変更・完了後10日以内) 1部
- (5) 業務計画書及び照査計画書 (原則として契約後30日以内) 2部
- (6) 身分証明書交付申請書 (原則として契約後30日以内) 1部
身分証明書の交付を受けようとする従事者一覧及び写真、身分証明書の交付を受けたい従事者と申請者が恒常的な雇用関係を証明するものを添付すること。
発行した身分証は、業務完了時に返却すること。
- (7) 業務完了報告書 (業務完了時) 2部
- (8) 業務目的物引渡申出書 (業務完了時) 2部
- (9) 業務報告書（別紙成果品一覧表） A1、A3版製本 2部
A4版金文字黒表紙 2部
※電子データ（CDまたはDVD）含む
ファイル綴込み 1部
※電子データ（CDまたはDVD）含む
- (10) その他監督職員が指示したもの

第2章 業務の概要

第1節 小橋川水管橋伸縮可とう管更新工事に係る実施設計

2-1-1 対象施設概要

- | | | |
|----------|---|-------------------------------|
| 1 小橋川水管橋 | 場 | 所：成田市山口1565-3番地先 |
| | 上 | 部：φ500mm SUS 鋼開先付鋼管 支間長 57.6m |
| | 形 | 式：逆三角形トラス式 |
| | 下 | 部：RC 構造 |

竣 工：平成10年3月
基 礎：右岸 PHC 杭φ500mm×24m×6本
左岸 PHC 杭φ500mm×24m×6本
埋設鋼管：φ500mm SUS 鋼開先付鋼管（左岸）
伸縮可とう管：ベローズ形伸縮可とう管（左岸）
パーフェクトジョイント TLU 型
500A×6t×3200L（東洋螺旋管工業(株)）
沈 下 量：500mm（変位量）→560mm（現在値）

2-1-2 業務内容

1 設計協議

受注者は業務の実施にあたり、監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。

設計協議は、設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、監督職員と行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

設計協議は、業務着手時・中間1回・成果品提出時の計3回以上行うものとする。

2 現地調査

受注者は小橋川水管橋の現地調査を行い、詳細設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を確認すること。また、地形等の自然状況、沿道、交差、用地条件等の周辺状況を把握し、合わせてその他支障物件（愛宿踏切、主要地方道成田安食線 荒老橋等）について、十分調査を行ったうえで工事用道路、大型重機及び仮設資材の搬入経路、施工ヤード等の施工性の判断となる基礎的な現地状況を把握すること。

3 既設伸縮可とう管耐震補強検討

① 既設伸縮可とう管の耐震補強の検討

許容変位量を超えた既設伸縮可とう管について、不断水工法で設置可能となる耐震補強可とう管を選定し比較検討する。

② 埋設鋼管部における管底盤沈下対策の検討

- ・既設伸縮可とう管の沈下量が想定よりも超過した原因を想定する
- ・既設伸縮可とう管耐震補強後の地盤改良・杭基礎等沈下対策の検討

③ 既設伸縮可とう管の現地調査及び耐震補強に係る仮設工の検討

- ・既設伸縮可とう管（ベローズ）の詳細変位の測定、管の扁平等の測定に必要な仮設工の検討
- ・既設伸縮可とう管耐震補強設置及び沈下対策を勘案した仮設工の検討

④ 鋼矢板等仮設資材及び大型重機搬入経路の検討

- ・大型車通行禁止の県道及びJR 愛宿踏切横断或いは迂回路・仮設道路等

4 既設伸縮可とう管耐震補強設計

- ① 施工計画の作成
- ② 既設伸縮可とう管耐震補強の設計図面作成
- ③ 仮設工設計図面の作成
- ④ 附帯工撤去・復旧図面の作成
- ⑤ 電気防食装置復旧図面の作成
- ⑥ 既設伸縮可とう管耐震補強の数量計算書作成
- ⑦ 金入り設計書の作成

5 施工計画

受注者は、計画に当って交通処理、施工方法、施工順序、仮設計画、仮設備計画、資材・部材の搬入計画、工程、支障物件の有無を検討し、工事費積算に当って必要な計画を記載した施工計画書を作成すること。

6 関連機関との協議用資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関連機関との協議用資料、説明用資料及び占用許可（道路占用、河川占用等）を得るための関係書類の作成を行うこと。

7 照査

照査技術者は、次に示す事項を標準として照査を行い業務主任技術者（管理技術者）に照査報告書を提出すること。

- ① 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行うこと。特に地形、地質条件及び道路計画、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行うこと。
- ② 成果図面を基に、設計基本条件との整合が適切に取れているかの照査を行うこと。
また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行うこと。
- ③ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行うこと。また、施工方法、交通切回し方法が適切であるかの照査を行うこと。
- ④ 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行うこと。
また、各種構造細目についても照査を行い、基準との整合を図ること。

2-1-3 成果品

- 1 受注者は、次表に示す成果品を作成すること。また、電子納品を行う場合は監督職員と協議すること。

なお、電子納品の形式及び仕様は監督職員の指示によるが、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準を標準とする。

小橋川水管橋伸縮可とう管更新工事実施設計成果品一覧表

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
設計図面	位置図	1/2, 50～1/10, 000	A 1、A 3 版製本/ファイル綴じ込み
	全体一般図	1/200～1/500	A 1、A 3 版製本/ファイル綴じ込み
	橋台構造図	1/50～1/100	A 1、A 3 版製本/ファイル綴じ込み
	配管詳細図	1/20～1/100	A 1、A 3 版製本/ファイル綴じ込み
	場内整備図	1/200～1/500	A 1、A 3 版製本/ファイル綴じ込み
	仮設工詳細図	適宜	A 1、A 3 版製本/ファイル綴じ込み
	電気防食装置図	適宜	A 1、A 3 版製本/ファイル綴じ込み
報 告 書	設計概要書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	設計計算書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	数量計算書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	施工計画書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	金抜設計内訳書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	概算工事費計算書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	工期算定計算書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	特記仕様書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	占用関係書類	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	設計条件一覧表	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	照査（審査）報告書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	チェックリスト	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
その他資料	調査、渉外関係記録一覧表	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	調査資料及び工法選定資料	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み
	その他打合せ、申請書等に関する監督職員の指示した図書	—	A 4 版製本/ファイル綴じ込み